

●京都府議会2月定例会は、3月26日、2004年度一般会計当初予算案、京都府男女共同参画推進条例案などを原案通り可決して閉会しました。

最終本会議で、島田けい子議員が行った「議案に対する討論」、西脇郁子議員が行った「意見書案についての討論」の全文を紹介します。

## 島田けい子議員の「議案に対する討論」(2004年3月26日)

日本共産党の島田けい子です。私は日本共産党府会議員団を代表し、ただいま議題となっています議案38件のうち、第1号議案、第10号議案、第11号議案、第14号議案、第34号議案の5件に反対し、他の33件に賛成の立場で討論をおこないます。

国の「三位一体改革」の名による地方交付税など300億円余の削減が、予算編成に重大な影響を与えました。知事も、「地方交付税の削減は地方に痛みを押し付けるだけとなった」とのべられました。そもそも、国の「三位一体改革」が、本来の地方財政の確立でなく、財政負担を地方に転嫁し国の地方自治体への支出を削減しようとするものであると私どもは批判してまいりましたが、その事実がくっきりと明らかになったのではないのでしょうか。これらの地方自治体切捨ては今後も続くものです。今こそ、府民の暮らしと地方自治を守るために、本議会をはじめ自治体関係者が力をあわせて、財政調整や財源保障機能を併せ持つ地方交付税の充実など、真の地方財政の確立のために力を尽くすべきです。わが党議員団も全力を挙げて奮闘する決意を表明するものです。

さて、長引く不況と小泉内閣の「痛み」押しつけの政治のもと、府民の暮らしと営業はひき続き深刻です。こうしたなか、来年度予算編成にあたっては、府民の暮らしと雇用を守り、福祉の向上を第一とし、市町村が住民の暮らしをまもり、地域振興を図れるよう全面的支援をおこなうことがもとめられました。ところが、府民の暮らしや市町村支援の予算を削減し、府民の切実な願いにも応えられませんでした。以下、具体的に申し上げます。

まず、第1号議案一般会計予算案についてです。

第1に、府民の命と健康、子育て支援にかかわる問題です。

「財政健全化」の名による171事業の廃止・縮小計画では、救急医療対策費や地域での政策医療を担う医療機関への運営補助の削減、安心介護の窓口運営助成や高齢者介護予防事業の縮減などがあります。これらのほかにも、事業評価もせず突然打ち切ったものがあります。低所得者の就職助成金は、市町村の予算案にすでに盛り込まれているにもかかわらず、一方的に廃止しました。また、児童虐待防止対策では、本府もその効果について認めていた安心子育てテレフォン事業を年度途中で廃止し、宇治児童相談所の非常勤嘱託職員6名をなくそうとしています。テレフォン事業の継続と、児童福祉司等の増員を強く求めるものです。

また子ども発達支援センターについては、診療部門の予約が半年待ちという状況であり、

早期発見・早期治療・早期療育のために、医師の増員をはじめとする体制の強化が求められています。また、乳幼児医療費助成制度は、通院についても無条件に助成されるよう改善をもとめます。

高校通学費の助成制度の改善について、検討すらされようとしていませんが、授業料の2倍、3倍もの負担となる通学費について急いで改善すべきです。また、私学助成について、地方交付税が増額されているにもかかわらず、授業料直接助成の改定を7年間も見送っています。また、授業料減免制は私学まかせにせず、府の制度として創設し、私学に学ぶすべての生徒が対象となるよう改善をすべきです。このように、財政危機を住民サービスの切捨て、住民犠牲で乗り切ろうとするやり方は改めるべきです。

第2には、不況・雇用対策についてです。

与党会派の皆さんからも派遣労働やフリーター、パート、アルバイトなど不安定雇用労働者の増大問題が指摘をされました。今日の事態は、政府、自民党、公明党が労働法制を改悪し、正規労働者を不安定雇用に切り替える誤った雇用政策の結果です。また、リストラ応援の産業再生法成立に手を貸した民主党の責任も問われなければなりません。こうしたときこそ、本府は、労働者の雇用と労働条件を守る努力が必要です。ところが、本府の雇用対策のアクションプランでは41000人の目標を掲げていますが、臨時の雇用対策にとどまっています。企業の社会的責任を明らかにし、正規雇用労働者を増やすことに力を尽くすべきです。

舞鶴での資生堂の撤退計画が明らかになりましたが、いろいろと優遇措置を設けて誘致した企業が地域経済や雇用への影響も省みずさっさと撤退する、こうしたやり方をいまこそ規制する必要があるのではないのでしょうか。企業への社会的責任をはたさせ、地域経済への寄与の努力を求めるなどのリストラ規制対策が必要です。

さらに、本府も健全化の名でひたすら人減らしを進め、病院や教育の場で非常勤やパート、派遣労働者を増やすやり方を改めるべきです。サービス残業、長時間労働をなくして、必要な職員を正規で採用し、住民福祉に寄与する公務職員を育てること。人間を大切にす府政運営でこそ、「人間中心」ということができるのではないのでしょうか。

京都の経済活性化のために中小企業への支援の強化が求められています。先端企業にはさまざまな形でプログラムが用意され支援をされていますが、伝統地場の産業支援は二の次になっています。中小企業技術支援費を削減し、中小企業総合センターの事業を縮小しています。振興局再編に伴って身近な中小企業支援の体制が縮小され、あわせて経営診断や指導、金融相談などができる専門的人材がわずかになっていることは問題があります。また、すでに経済効果が実証済みの住宅改修助成制度の早期実現を求めます。このように知事が、重点として掲げたものの、雇用対策はきわめて不十分なものとどまっています。

第3に、このように、福祉や医療、雇用対策を削っておきながら、不要不急の大型開発事業を続けている点です。

学研都市開発について、すでに、1500億円を超える税金をつぎ込みましたが、計画どおり研究施設が張りつかないばかりか、バイエル、住友金属、キャノンなどの研究施設が撤退をしています。民間頼みの過剰投資であったことが、いよいよはっきりしました。これ以

上の開発についてはいったん中止をして見直されるよう求めます。

丹後海と星の見える丘公園についてですが、丹後リゾート計画は完全に破綻しました。その後始末であるこの公園事業はいったん中止すべきです。丹後地域の振興のためというなら、国道178号、伊根養老バイパス建設促進など、いま切実に求められている問題の解決こそ急ぐべきです。

さらに、大量の車を呼び込む市内高速道路計画や関空二期工事への出資金が借金をつみまして続けられています。財政が厳しいというなら不要不急の事業をきっぱり中止すべきです。同時に同和事業について、奨学金返還対策事業の貸与残高が70億円にもなり毎年3億円もの返還を20年も続ける計画ですが、これにメスを入れることこそ必要ではありませんか。

第4に、市町村合併の押し付けなど地方自治破壊を進めていることです。

宮津与謝1市4町合併問題では、合併協議会で「新市建設計画策定小委員会で調整整わず」との報告がされ、本来なら合併協議会は解散すべきものです。ところが、本府は、1市4町の枠組みを維持するために、調整の名で地元自治体に働きかけをし、合併協議会で協議もしていない会長名の要請書をもとに、第三者の有識者による調整だといって支援委員会を開催し、引き続き、合併を強制しようとしています。

また、知事は、「市町村がこれからのあり方についてどうしたらいいのか、大変苦しむ中で模索している」とも答弁されましたが、その苦しみの原因は、地方の実情を無視して、地方交付税や補助金を一方的に削減するなど、小規模市町村が生き残れないようなやり方にあります。こうしたやり方を改めさせることこそ知事に求められています。さらに、今回の予算案で、創設された市町村未来づくり交付金は、使い勝手のよいものにするなどとして市町村自治振興補助金や国保助成金などの七つの事業を統合し、その財源に市町村振興基金を取り崩すなど予算を大幅に削減しました。これらは、国が地方交付税を大幅に削減しているもとの、悲鳴を上げている市町村の苦しみに追い討ちをかけるもので、市町村の自立に逆行するものです。

以上の理由から、第1号議案、一般会計予算案に反対です。

次に、第10号議案 京都府流域下水道事業特別会計予算案についてですが、いわゆるいろは呑龍計画について、新川、西羽東師川などの河川改修と小規模貯留管の整備で対応すべきもので、総事業費500億円もかかる計画は見直すべきです。

次に、第11号議案 京都府港湾事業特別会計予算案についてです。わが党議員団は、現実に沿わない過大な見込みに基づいて計画された舞鶴和田埠頭建設について、500億もの大金を使って大型バースをつくる必要はないと指摘をしてきましたが、こんどの予算審議をつうじてそのことが明らかになりました。港湾計画では、2005年に外国貿易取り扱い貨物量710万トン、公共埠頭で300万トンという目標に対し、15年度取り扱い量は61万トンにとどまっていますが、今後の見通しについてなら説明がありませんでした。また、本府は、大型貨物船が入港するために水深14メートルの大型バースが必要としてきましたが、理事者は「5万トン級の船が、4000個のコンテナを満載して入るという認識は

していない」と答弁されました。大水深バース建設の根拠も崩れました。舞鶴港の振興のためには港湾施設などの近代化整備をおこなうとともに、平和の港として発展させ、アジアの人々との交流を広げるほうがよほど舞鶴港を含む北部地域の振興に寄与するものであると考えます。また、長年放置をしている舞鶴の高潮対策こそ急ぐべきです。

次に、第14号議案 水道事業会計予算および第34号議案、京都府営水道の供給料金等に関する条例一部改正についてですが、私どもは、これまでからくりかえし、過大な水需要予測にもとづく施設建設と責任水量制の押し付けが住民負担を大きくしていると指摘し、本府として住民負担の軽減を図るようもてしてきました。今回の措置は、当面する料金算定の軽減措置として一定の効果が期待できるものの、「協定」による責任水量制の押し付けで、住民が使ってもいない水道料金を払わされる事態は継続され、引き続き、2市1町の水道事業の赤字を余儀なくされるなどの困難は解決されません。関係市町の水道事業の存続と府民の暮らしを守るために基本水量「協定」をいったん白紙にもどし、現実の水需要に見合った検討を求めるものです。

続いて、賛成ではありますが、いくつかの議案について、一言申し述べます。

まず、第17号議案、及び第21号議案、地方独立法人法および国立大学法人法の施行にかかわる条例制定の件ですが、「国立大学法人法」「地方独立行政法人法」そのものは、対象とする事務事業が本来、国や地方自治体が、公的責任で確実に実施されることが必要な事業の縮小・廃止を目的としており、住民サービスの低下や住民負担の増大を招きかねません。また、地方議会の関与および住民のチェック機能が奪われるおそれや自治体労働者の一方的な身分変更などの問題をはらんでいます。さらに国公立大学の法人化は学問の自由の基盤を侵すものであり、わが党は反対です。なお、今回の条例の主な内容は職員の退職手当の通算など、その身分を保障するためのもので賛成するものです。

次に、19号議案についてですが、条例の目的に「産業廃棄物の発生抑制・再使用・再利用その他適正な処理を促進する」とありますが、府外に持ち出して処分する分や、京都市の焼却場でのあわせ焼却分については条例が適用されず、全体が捕捉されない点、また徴収方法について、排出事業者直接向課する申告納付方式をとらずに、最終処分場で賦課する特別徴収方式で排出事業者への発生抑制に有効に働くのか、また税の転嫁が適正に行われるのかさらに検討が必要だと考えます。小規模事業所に対しては、発生抑制やリサイクルへの技術指導と援助が必要であると考えます。

この条例案が5年をめどに検討を加えるとありますが、条例の目的が達成されるよう、今後必要な検討を行っていただくことを要望します。

次に、第20号議案「男女共同参画推進条例案」についてです。我が党は、より実効ある男女平等条例を本府でも早期に制定することを目的に、昨年9月定例会で「京都府男女平等条例」案を提案しました。

今回提案された府の条例案については、男らしさ女らしさや家族のあり方を固定的に考え

と思われる表現が挿入されていること、また苦情や相談の申し立てについて公正かつ迅速に処理できる第三者機関の設置が盛り込まれていないことなどの不十分さを残しています。こうした点について、公明党や民主党の皆さんも指摘をされており、これらの議論を踏まえて、わが党は、最小限一致できる項目で整理して、修正案を提案したのですが、否決をされたことは誠に残念です。条例の施行にあたっては、実効あるものとなるよう本府の努力を求めるものです。

次に、22号議案について、過疎化がすすむ地域でJターン、Iターン等に対応し、市街化区域に隣接した市街化調整区域で例外的に宅地開発を認めようという趣旨において賛成しますが、運用によっては、本来市街化を抑制すべき市街化調整区域で、無秩序な開発がすすむ危険性も併せ持つものであり、厳格な運用を求めるものです。

以上で、討論をおわります。ご清聴ありがとうございました。

## 西脇郁子議員の「意見書案についての討論」（3月26日）

日本共産党の西脇郁子です。私は、日本共産党府会議員団を代表しまして、ただいま議題となっております意見書案8件に賛成の立場から討論を行います。

まず、わが党提案の「有事法制関連7法案等の廃案を求める意見書案」についてです。

政府と自民党・公明党の与党は、先の閣議で、米軍支援法案や「国民保護」法案など有事法制関連7法案を決定し、日米物品役務提供協定の改悪案等とあわせ国会に提出しました。昨年6月、小泉政権は米国が海外でひき起こした戦争に、日本が戦禍が及んでもいないのに武力をもって参戦し、国民を罰則付きで強制動員させることを目的とした有事3法案を成立させましたが、今回の法案はそれをさらに全面的に完成させるものであり、憲法を踏みにし「民間を含めて、日本が総力を挙げて米軍を支援するもの」と大きな怒りの声があがっています。

米軍支援法案は、日本が武力攻撃を受けていない「武力攻撃予測事態」から自衛隊による米軍への物品・役務の提供を定め、弾薬の提供も可能にしています。今回これにあわせ、日米両軍間の物品・役務の提供を取り決めた日米物品役務提供の改悪も提案され、「予測事態」に加え、イラクでの占領活動にも適用を拡大するものであり、すでに航空自衛隊による活動が始まっています。特定公共施設利用法案は、日米両軍による空港、港湾、海・空域、道路、電波の軍事優先使用を保障し、自治体が反対しても内閣が強制的な権限を発動して実施させることができるようになります。外国軍用品等海上輸送規制法案は、民間船舶の強制検査を可能にし、危害射撃も認めています。

国民保護法案については、知事は国民保護のための法制だと言い続けておられますが、本

質は日米両軍の軍事行動を最優先で保障するため、国民を強制的に統制・動員するためのものです。しかもこれらを実施するために政府の命令に従わない国民に広範な罰則を科すものとなっており、憲法で保障された思想・信条・言論・出版の自由、財産権などを根底から踏みこむ人権蹂躪法であり、絶対に容認できません。

憲法を守り、日本とアジアの国々を再び戦争の悲劇に巻き込まないためにも、わが党提案の意見書に賛同をお願いするものです。

民主・府民連合提案の「基礎年金の国庫負担割合の2分の1への早急な引き上げと抜本改革の実現を求める意見書案」について、賛成の立場から一言申し上げさせていただきます。

小泉内閣が今国会に提出した年金改革法案は、保険料の値上げ、マクロ経済スライドという名目で、年金の給付水準の実質15パーセントもの引き下げを一律にすべての年金受給者に押し付けるものとなっています。しかも国会の審議抜きに自動的にすすめるというもので、国民の年金に対する不信と不安はますます増大することは避けられません。このことは年金保険料の未納者のさらなる増大につながり、年金制度を維持することができない重大な事態を招いてしまいます。

政府はこれまで国民年金の給付水準は、高齢者の食費、住居費、被服費、水光熱費など生きていくのに最低限度の生活を保障することが建前だといってきました。けれども国民年金しか受給していない方は全国で900万人に上り、受給額は平均わずか月4万6千円です。平均月8万円の生活保護水準にも及ばないにもかかわらず、そこにまで15パーセントの給付水準の引き下げを押し付けることは、憲法25条が保障する国民の生存権をも侵害することで絶対に許されることではありません。

マスコミの世論調査では、今回の政府年金見直しで国の年金制度に対する不満や不安が解消されるという方はわずか9パーセントで、圧倒的多数の方が解消されないと答え、保険料引き上げと給付水準引き下げに77パーセントが反対しています。国民の多数は年金改悪法案の撤回を求めているのです。

また、政府は、基礎年金の国庫負担割合を現行の3分の1から2分の1に引き上げる道筋をつけたといっていますが、来年度実施という国民との約束をほごにして、5年も先送りしてしまいました。さらに重大なことは、消費税を含む抜本的税制改革を実現した上で国庫負担の2分の1への引き上げを完了させるとしたことです。先の全国世論調査結果でも、社会保障の財源を確保するために消費税率を引き上げるべきとの意見に対し、反対が67パーセントにのぼっているように、将来にわたって安心と信頼の持てる年金制度を確立するためには消費税に頼ることなく、無駄な大型公共事業の削減など、税金の使い方を改めて基礎年金の国庫負担割合を2分の1に早急に引き上げることです。そして、170兆円に上る積立金の積極的活用をはかることなどの抜本改革こそ必要です。

次に、わが党提案の「地方交付税等の削減に反対し、維持・充実を求める意見書案」についてですが、政府は来年度予算案で地方交付税1兆2千億円、臨時財政対策債1兆7千億円という大幅削減を決めました。国庫補助負担金の廃止・縮小が1兆円、その内「税源移譲」・一般財源化が4700億円程度に過ぎません。しかも当事者である都道府県や市町村とはま

ともな協議をせず、一方的に押しつけるというものでした。このため予算編成をやり直し、基金の取り崩しや地方債の増額などの対応を余儀なくされている地方自治体からは大きな悲鳴があがっています。政府がすすめる三位一体改革は、国から地方への財政支出削減、とりわけ福祉・教育など住民サービスの水準切捨てを具体化したものであり、地方自治体の実情を無視し、国の借金のツケを地方に押し付けるものにほかなりません。

梶原全国知事会長も「地方自治体の自由度も拡大しない。これでは三位バラバラ改悪だ」と発言し、マスコミの自治体首長アンケートでも68パーセントが「三位一体改革の基本方針に否定的評価」となっているように、全国の地方自治体から怒りと批判の声が急速に広がっているのは当然であります。憲法が定める地方自治権を保障する上で、また、住民の福祉の増進を図るためにも、地方交付税の拡充こそが求められているのです。わが党提案の意見書にご賛同をよろしくお願いいたします。

次に、「65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書案」についてです。

今日、高齢者にとって深刻なのは、自民・公明党が年金支給開始年齢を引き上げたため、60歳定年退職しても年金が受け取れない事態を作り出したことに最大の問題があります。同時に、大企業のリストラを応援し、60歳どころか多くの労働者が定年前に退職を余儀なくされていることです。

今日、求められていることは、年金支給年齢を引き伸ばした政府の責任において高齢者の雇用を確保すること、同時に、大企業の横暴なリストラを規制し、社会的責任を果たさせることです。このことを指摘したうえで、意見書案に賛成するものです。

最後に、「中山間地域直接支払制度の継続・充実に関する意見書案」についてですが、これについては、先の農林商工常任委員会において全会一致で採択された請願に基づくものであり、本来、委員会提出とすべきものであるということを一言申し述べさせていただきます。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

● 2月定例府議会に提出された意見書案の全文と採択の結果を紹介します。

## 有事法制関連 7 法案等の廃案を求める意見書(案)

否決(日本共産党提案 賛成:日本共産党)

政府は先の閣議で、米軍支援法案や「国民保護」法案など有事法制関連 7 法案を決定し、日米物品役務提供協定(ACSA)の改悪案等とあわせ国会に提出した。

今回の有事法制関連 7 法案及び日米物品役務提供協定の改悪案等は、米国の海外での戦争に自衛隊が武力行使をもって参戦し、国民を罰則付きで強制動員する体制の具体化を図ろうとするものである。

米軍支援法案は、日本が武力攻撃を受けていない「武力攻撃予測事態」から自衛隊による米軍への物品・役務の提供を定め、弾薬の提供も可能にしている。今回、これにあわせ、日米両軍間の物品・役務の提供を取り決めた日米物品役務提供協定の改悪も提案され、「予測事態」に加え、イラクでの占領活動にも適用を拡大しようとしている。

特定公共施設等利用法案は、日米両軍による空港・港湾、海・空域、道路、電波の軍事優先使用を保障し、地方自治を侵害するものである。また、外国軍用品等海上輸送規制法案は、民間船舶の強制検査を可能にし、危害射撃も認めている。

さらに、「国民保護」法案は、日米両軍の軍事行動を最優先で保障するため、国民を強制的に統制・動員するためのものである。

日本を「戦争国家」に変えようとするこうした企ては、憲法を蹂躪するものであり、絶対に容認できるものではない。

よって、国におかれては、有事法制関連 7 法案及び日米物品役務提供協定の改悪案等を速やかに廃案とされることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 16 年 3 月 日

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	倉田 寛之 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
総務大臣	麻生 太郎 殿
法務大臣	野沢 太三 殿
外務大臣	川口 順子 殿
防衛庁長官	石破 茂 殿
内閣府特命担当大臣(有事法制担当)	井上 喜一 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

## 地方交付税等の削減に反対し、維持・充実を求める意見書(案)

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

政府は、平成16年度地方財政計画において、地方交付税1兆2千億円、臨時財政対策債1兆7千億円の大幅削減を決め、当事者である都道府県や市町村とはまともな協議をせず、一方的に押し付ける措置をとった。これに対し、全国知事会や全国市長会、全国町村会等から、地方交付税の大幅削減への遺憾と懸念、交付税などの財源保障を求める要望が相次いで提出されている。

そもそも、地方交付税には、(1)自治体間での税収のアンバランスを調整する財政調整機能、(2)自治体が標準的に行うべき行政サービスへの財源保障機能という、二つの役割がある。憲法が定める地方自治を保障する上で、地方交付税を堅持することは当然である。

よって、国におかれては、平成16年度地方財政計画を見直すとともに、地方交付税等の削減をやめ、地方公共団体の財源を保持すること、また、地方公共団体と十分な協議を行い、基幹税を移譲するとともに、地方交付税の財政調整機能及び財源保障機能を維持・充実されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月 日

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	倉田 寛之 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
総務大臣	麻生 太郎 殿
財務大臣	谷垣 禎一 殿
内閣府特命担当大臣（行政改革担当）	金子 一義 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

# 基礎年金の国庫負担割合の2分の1への早急な引き上げと

## 抜本改革の実現を求める意見書（案）

否決（民主・府民連合提案 賛成：日本共産党、民主・府民連合）

これまで、年金制度は見直しの度に給付削減と保険料アップが繰り返され、そのことが、国民の年金に対する不信や不安感を高めている。その結果、国民年金の保険料未納者が増大しており、こうした制度の空洞化は、将来、年金を受給できない無年金者や低年金者を増大させる恐れがある。

公的年金制度に対する国民の信頼を回復し、将来にわたり安心と信頼のもてる制度を確立するためには、平成12年の改正国民年金法附則にあるとおり、基礎年金の国庫負担割合を早急に引き上げることが不可欠である。また、国民年金の空洞化を解消し、皆保険制度の確立を図るため、基礎年金等の抜本改革は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1へ早急に引き上げること。
- 2 国民年金の空洞化を解消し、国民皆保険制度を確立するため、国民的議論のもとに基礎年金等の抜本改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月 日

衆議院議長	河野 洋平	殿
参議院議長	倉田 寛之	殿
内閣総理大臣	小泉 純一郎	殿
財務大臣	谷垣 禎一	殿
厚生労働大臣	坂口 力	殿

京都府議会議長 田坂 幾太

# 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

## の改正を求める意見書（案）

可決（与党4会派提案 賛成：全会派）

憲法の基本理念でもある個人の尊重と法の下での平等を基本理念とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）は、平成14年4月から完全施行されている。

しかしながら、同法施行後も、配偶者からの暴力は減少せず、親族、支援者をも巻き込んだ殺人事件まで発生しているのが現実であり、現行法の不備を検討し、更なる改善が求められている。

また、我が国は、平成15年7月に開かれた国際連合女性差別撤廃委員会で、配偶者暴力防止法を拡大し、多様な形態の暴力を含めること、被害者に保護、支援その他のサービスを提供し、犯罪者を処罰するための政策を実施することなどが要請されており、配偶者暴力防止法の抜本改正は国際的な課題でもある。

よって、国におかれては、保護命令対象を「元」配偶者・子ども・親族などに拡大すること、脅迫行為や電話・メール等による接触を禁止すること、退去命令や接近禁止命令の期限延長等、保護命令制度の改善を図ること等を内容とした配偶者暴力防止法の早期抜本改正を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月 日

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	倉田 寛之 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
法務大臣	野沢 太三 殿
財務大臣	谷垣 禎一 殿
厚生労働大臣	坂口 力 殿
内閣官房長官	福田 康夫 殿
国家公安委員長	小野 清子 殿
警察庁長官	佐藤 英彦 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

## 中山間地域等直接支払制度の継続・充実に関する意見書（案）

可決（与党4会派提案 賛成：全会派）

中山間地域等直接支払制度は、農業の担い手の高齢化や減少が進み、耕作放棄地が増加することにより多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産活動の維持を通じて、多面的機能の確保を図るため、平成12年度に平成16年度までの5年間の期間を定めて創設された。

府内では、本制度の実施により耕作放棄地の増加防止はもとより、集落機能の維持・拡大に大きな成果を上げており、多くの集落から制度の継続と充実を求められている。

よって、国におかれては、中山間地域の農地を保全し、将来にわたり集落機能を維持していくため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 中山間地域で農業生産活動を行う農業者への直接支払を通じて、耕作放棄地の発生防止と農地等の多面的機能の維持を図ろうとする本制度を、平成17年度以降も継続すること。
- 2 継続に当たっては、現行の対象農地と一体的な保全が必要な農地についても交付対象とするなど、制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月 日

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	倉田 寛之 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
農林水産大臣	亀井 善之 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

---

## 65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書（案）

可決（与党4会派提案 賛成：全会派）

日本は、平成19年には総人口の約3人に1人が、60歳以上の高齢者となることが見込まれている。我が国の経済社会の活力を維持するためには、意欲と能力がある限り年齢にか

かわりなく働き続けることのできる社会の実現を図り、できるだけ多くの高齢者が経済社会の支え手としての役割を果たしていくことが必要不可欠となっている。

しかしながら、我が国において、何らかの形で65歳まで働ける場を確保している企業の割合は全体の約70%、そのうち希望者全員が65歳まで働ける場を確保している企業は全体の約30%にとどまっている。また、現下の厳しい雇用失業情勢では、中高年齢者はいったん離職すると再就職は大変困難な状況にある。

よって、国におかれては、「団塊の世代」の高齢化や、厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどを踏まえ、高齢者が何らかの形で65歳まで働き続けることができるようにするため、定年年齢引き上げや継続雇用制度の義務化をはじめとする法的整備や再就職促進策などの高齢者の雇用環境整備など、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 厚生年金の支給開始年齢引き上げを踏まえ、定年年齢引き上げ又は原則希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入を企業に義務づけるように高年齢者雇用安定法の改正を行うこと。
- 2 厳しい経営環境等を考慮し、労使双方の意見に耳を傾け、これらの制度の導入に向けた事業主の取組に対する財政上の支援策を講じるなど、円滑な制度の導入・整備に努めること。
- 3 高齢期には、個々の労働者の意欲、体力等個人差が拡大し、その雇用・就業ニーズも多様化することから、多様なニーズに対応した雇用・就業機会が確保されるよう、短時間勤務の導入や多様就業型ワークシェアリングの導入について支援策を講じること。
- 4 ハローワークや民間団体、NPOとの連携を図りつつ、就労に関する相談、就労機会の提供、情報提供、職業紹介等の総合的な就労支援を行う窓口として、シルバー人材センターを活用し、高齢者をサポートすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月 日

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	倉田 寛之 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
財務大臣	谷垣 禎一 殿
総務大臣	麻生 太郎 殿
厚生労働大臣	坂口 力 殿
経済産業大臣	中川 昭一 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

# 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書（案）

可決（与党4会派提案 賛成：全会派）

近年、我が国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど、治安は悪化の一途をたどり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられている。

我が国の刑事司法は、刑事裁判は社会の秩序維持を守るもので、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではないという平成2年の最高裁判所判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費等の高額な費用を国が負担するなど、過度とも言える加害者の人権保護が際立ち、不公平な取扱いが行われていると言っても過言ではない。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、被害者の権利行使について一定の成果は見られたものの、被害者とその家族等に対する人権擁護や救済措置はいまだに不十分なものである。

国民の誰もが犯罪被害者となる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援などの救済措置を講ずることは国の責務である。

よって、国におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設すること。
- 3 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月 日

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	倉田 寛之 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
法務大臣	野沢 太三 殿
国家公安委員長	小野 清子 殿
警察庁長官	佐藤 英彦 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

## 分権時代にふさわしい地方財政対策を求める意見書(案)

可決（与党4会派提案 賛成：全会派）

現在、地方は、景気低迷に伴う税収減などにより、多額の財源不足が発生するなど、未曾有の財政危機に直面している。

このような中、本府においては、財政健全化に向け、また地域の課題に的確に対応するため、人件費の抑制や事務事業の見直しなど、国の取組を上回る徹底した行財政改革に取り組んでいる。

しかしながら、今回の地方財政対策では、地方交付税及び地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の大幅な削減が地方の意見を十分聴取することなく断行されており、まさに国の財政危機を背景とした財政再建優先による厳しい地方財政抑制策であり、地方自治体の自主性・自立性を損なうものである。

こうしたことは、地方の行財政運営に致命的な打撃を与えるばかりでなく、長期低迷に苦しんでいる地域経済にも深刻な影響を与えるものであり、極めて遺憾である。

よって、国におかれては、次の事項に十分留意され、地方の実状を踏まえた真の地方分権時代にふさわしい地方財政対策を講じられるよう強く要望する。

- 1 国の財政再建のために地方に負担を押しつけることなく、地方の実状を十分に踏まえた的確な税財政対策を講じること。
- 2 地方財政見直し、三位一体改革の具体的内容などをできる限り早い段階で明らかにし、地方の意見を十分に反映させるとともに、地方財政計画の透明性を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月 日

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	倉田 寛之 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
総務大臣	麻生 太郎 殿
財務大臣	谷垣 禎一 殿
経済財政政策担当大臣	竹中 平蔵 殿

京都府議会議長 田坂 幾太